**令和4年度介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付申請者募集要項**

令和4年4月

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

**１　目的**

　　この事業は、介護福祉士又は社会福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、卒業後は介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得し、茨城県内の社会福祉施設等において介護福祉士等としての業務に従事する意思を持つ方に無利子で修学資金を貸付けることにより、茨城県内の介護等の人材確保並びに定着を支援することを目的とした制度です。

　　なお、この事業は国からの補助を受け運営しています。国の予算や制度改正により、事業の内容が

　変更になる場合があります。

**２　募集期間**

　**令和4年5月16日（月）～令和4年6月10日（金）…申請期限**

　※申請書類は、養成施設を通して6月10日（金）までに、茨城県社会福祉協議会に提出してくだ

さい。申請期限以降の書類は、受付できません。

**３　貸付金額**

在学する養成施設の正規の履修期間において、下記の基準額の範囲以内で貸付申請することがで

　 きます。高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」を受ける場合は、学則に定める授業

　 料、入学金から減免額を差し引いた後も自己負担額が生じる場合に限り、自己負担額の範囲内で修

　 学資金及び入学準備金を申請してください。

1. 介護福祉士修学資金等…無利子

修学資金　　　　　　　　月額５万円以内

入学準備金　　　　　　　　２０万円以内

就職準備金　　　　　　　　２０万円以内

国家試験受験対策費　 1年度4万円以内（最大2年間）

※国家試験受験対策費は、養成施設を卒業見込みで、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を

　受験する意思のある方が対象です。

※生活保護世帯及び生活保護に準ずる世帯に対し、生活費加算制度があります。

1. 社会福祉士修学資金等…無利子

修学資金　　　　　　　　月額５万円以内

入学準備金　　　　　　　　２０万円以内

就職準備金　　　　　　　　２０万円以内

※国家試験受験対策費はありません。

※生活保護世帯及び生活保護に準ずる世帯に対し、生活費加算制度があります。高等教育の

修学支援新制度における「給付型奨学金」を受ける場合は、貸付けの対象外です。

（１）

**４　養成施設**

 対象となる養成施設は、以下の通りです。

　・介護福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法第40条第２項第１号から第３号までの規定に

　　　　　　　　基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の

　　　　　　　　指定した養成施設

・社会福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法第7条第２号又は第３号までの規定に基づき

文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した

養成施設

　　　　　　　　※養成施設ではない福祉系大学等に在学中の方は、対象外になります。

※養成施設や受験資格等については、「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」のホーム

ページを参照ください。

**５　貸付対象者**

　　 養成施設に在学し、卒業後1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、茨城県内で

　 返還免除対象業務に従事する意思を持っている方で、成績優秀でかつ家庭の経済状況等から真に

修学資金の貸付けを必要とする次の①～③のいずれかに該当する方です。

1. 茨城県内に住民登録をしている。
2. 茨城県内の養成施設に在学している。
3. 養成施設の学生になった年度の前年度に茨城県内に住民登録をしていて、かつ養成施設で

修学するため茨城県外に転居した。

　 ※茨城県外の養成施設に在学する方で、①または③のいずれかに該当する場合は対象となります。

　　　他県が実施する同種の修学資金又は茨城県生活福祉資金の貸付けを受けている場合は、貸付対象

になりません。

**6　連帯保証人**

申請時に、連帯保証人を1名たてていただきます。個人の連帯保証人をたてることが困難な場合は、法人の連帯保証を利用できます。法人保証制度を利用できるのは、親族等の状況から個人の連帯保証人をたてることが困難な方です。（親族がいない方、外国籍の方など）

　　 個人・法人の方が連帯保証人となることは、借受人と連帯して返還義務を負うことになります。借受人が退職、他の法人へ転職した場合でも、連帯保証人としての契約は無効にならず、返還免除又は返還完了となるまで契約は継続されます。

（１）連帯保証人の要件

①個人の連帯保証人

　次のア及びイに該当する方です。

　 　ア　日本国内に居住する日本国籍を有する者、又は永住者もしくは特別永住者の方

　　　　　（永住者、特別永住者の方は、それを証明する書類を添付してください。）

イ　独立の生計を営む保証能力を有する成人（市町村県民税非課税でない方）

個人の連帯保証人の居住地は、茨城県及び隣接県（福島県・栃木県・埼玉県・千葉県）が

望ましいです。

（２）

②法人の連帯保証人

　連帯保証人となることができる法人は、次のいずれかに該当する法人です。

ア　茨城県内で返還免除対象業務を５年以上営む法人

　　　イ　申請者が在学する養成施設等を５年以上運営する法人

※法人保証をお考えの法人は、事前にご相談ください。財務の健全性や保証能力等を勘案して、

法人保証をお断りする場合があります。

 　 ※過去５年間において、下記①～⑤に該当する場合は連帯保証人になることはできません｡

1. 営業の廃止又は解散をしている。
2. 破産、民事再生、特別清算の申立てをしている。
3. 財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けている。
4. 財産上の信用に係る競売、強制執行、滞納処分等を受けている。
5. 営業処分停止、手形交換所の取引停止処分を受けている。

　（２）必要書類

　申請書類に、以下の書類を添付してください。

1. 定款（原本証明のあるもの）
2. 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
3. 決算書（原本証明のあるもの）

・継続保証先は、直近１年分。新規保証先は、直近３年分。

　（貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書、損益計算書等）

・大幅な収入減少、収益悪化（赤字）、大幅な資産増減等があった場合は、要因及び

　今後の方針等について文書にて提出してください。

・継続保証先は、毎年度新規決算終了後４か月以内に法人税納税証明書とともに

　決算書を提出してください。なお、決算書等の提出は法人保証が終了するまで必要です。

1. 連帯保証することを承認した理事会等の議事録の写し（原本証明のあるもの）

議事録については、次の項目を明示してください。

　・茨城県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金の借受に係る連帯保証人であること

　・借受人氏名・生年月日・住所

　・借入金額

　・借入（保証）金額合計

1. 法人税納税証明書
2. 印鑑登録証明書（３か月以内に発行されたもの）
3. 法人の概要がわかるパンフレット等

　（３）定例報告

　　　　　法人保証が終了するまで、「法人保証額についての現状確認書」を毎年６月末までに

　　　　提出してください。

**7　申請書類**

「令和４年度介護福祉士等修学資金貸付申請書チェックリスト」の個人・法人保証用記載の

書類を揃えて、申請期間内に養成施設を通して茨城県社会福祉協議会福祉人材・研修部に提出

してください。

（３）

**８　貸付決定及び貸付契約**

　 提出された申請書類等を茨城県社会福祉協議会で審査のうえ貸付の適否を決定し、結果を

申請者に通知します。（申請いただいても貸付けできない場合があります。）

貸付決定後は、貸付契約の手続きが必要です。修学資金等借用証書、振込口座申込書等の

書類を送付しますので、実印（申請人・連帯保証人）、印鑑登録証明書(申請人)、振込口座確認書類（申請人名義）と併せて来所にて提出してください。

申請者の印鑑登録証明書を添付した修学資金等借用証書の提出をもって、貸付契約が成立し

ます。

**９　貸付金の交付**

・貸付金は、提出いただいた「振込口座申込書」記載の金融機関へ交付します。

・修学資金は、原則として年４回（6月・9月・12月・3月）交付します。

　ただし、初回分は貸付契約締結後になります。

・入学準備金は、初回修学資金交付と併せて振り込みます。

・就職準備金は、最終回修学資金交付と併せて振り込みます。

・国家試験受験対策費は、各年度の第1回目（通常6月）に振り込みます。

 ※交付時毎に在学の確認を行います。外国籍の方は、ビザの更新についても確認を行います。

　　　 確認でき次第貸付金を交付します。

**1０　貸付の休止**

　　　 修学資金の貸付決定又は交付を受けている者が、養成施設を休学、留年又は停学等の処分を

受けたときは貸付を休止します。

**１１　貸付契約の解除**

　　　　貸付の決定又は交付を受けている者が、下記のいずれかに該当するときは貸付契約を

　　　解除します。

1. 貸付を辞退したとき
2. 養成施設を退学したとき
3. 死亡したとき
4. 心身等の故障等のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
5. 学業成績又は素行が著しく不良となったと認められるとき
6. その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

**１２　貸付金の返還**

　　　　次のいずれかに該当する場合は、返還事由が発生した翌月から貸付金を返還していただきます。

1. 貸付契約が解除されたとき
2. 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、

又は茨城県内において返還免除対象業務※に従事しなかったとき

※昭和63年２月12日社庶第29号社会局長児童家庭局長連名通知「指定施設における

　業務の範囲等及び介護福祉士試験受験資格に係る介護等の業務の範囲について」の別添

　１に定める職種もしくは別添２定める職種又は当該施設の長の業務

（４）

1. 茨城県内において、返還対象業務に従事する意思がなくなったとき
2. 業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事することができなく

なったとき

　　　・返還の期間は、貸付を受けた期間の２倍に相当する期間内です。

　　　・返還方法は、分割返済（月賦、半年賦）又は一括返済です。

　　　・返還金は、茨城県社会福祉協議会の指定する金融機関口座に振込していただきます。

　　　　振込手数料は、貸付申請者負担となります。

　　　・返還期間を過ぎて残金がある場合には、残金に対し年3.0％の延滞利子が生じます。

**１３　返還の猶予**

　　　　次のいずれかに該当するときは、貸付金の返還を猶予することができます。

1. 茨城県内において介護等の返還免除対象業務に従事しているとき
2. 被災、傷病、心身の故障その他やむを得ない事由があると認められるとき

ただし、返還免除対象期間には参入しません。

1. 修学資金の契約を解除された後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき

**１４　返還債務の免除**

 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、茨城県内の

事業所等において返還免除対象業務に従事し、かつ介護福祉士等の登録日と当該返還免除対象

業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年間※（在職期間が通算1,825日以上で、かつ業務に従事した期間が900日以上）の間、引き続きこれらの業務に従事したとき貸付金の返還が免除できます。

※離職した場合は、月を空けずに再度就業してください。一年当たりの業務従事日数は１８０日

　以上必要です。

※過疎地域においては、従事した場合又は中高年離職者が従事した場合に3年間（在籍期間が通算1,095日以上で、かつ業務に従事した期間が540日以上）となります。

※中高年離職者とは、入学時に４５歳以上の方で、離職して２年以内の方です。

　　　　≪茨城県内の過疎地域≫…令和３年度の場合

　　　　　　・大子町、利根町

・行方市のうち旧麻生町にあたる地域

　　　　　　・常陸太田市のうち旧里美村、旧水府村にあたる地域

　　　　　　・常陸大宮市のうち旧山方町、旧美和村、旧緒川村、旧御前山村にあたる地域

　　　　　　・城里町のうち旧七会村にあたる地域

　　　　　　・稲敷市のうち旧桜川村にあたる地域

**１５　届出義務**

　　　　届出の内容に変更があった場合は、必要に応じて書類を提出してください。

　　　　・貸付を辞退する

　　　　・氏名、住所等が変更となった

　　　　・休学、留年、退学等になった

　　　　・就業先を変更、退職した

　　　　・返済猶予の申請を1年毎にする　等

（５）

**１６　その他留意事項**

　　　　養成施設には、以下についてご協力をお願いしています。

　　　　・貸付申請書類の内容チェック

　　　　・連帯保証人との連携

　　　　・貸付申請者の動向確認…在籍確認、ビザ更新確認、学業習得状況等

　　　　　※修学資金交付に関することなので、早めの情報提供をお願いします。

　　　　・貸付契約解除後の返還手続きのサポート　等

【問合せ先】

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部

 TEL029-350-8366

〒310-8586　水戸市千波町1918

茨城県総合福祉会館３F

（６）